



JTUC-TOKUSHIMA 連合徳島

vol. 295

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35の1
徳島県労働福祉会館内

tel. 088 (655) 4105

fax 088 (655) 4113

E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp

http://tokushima.jtuc-rengo.jp/

発行：日本労働組合総連合会徳島県連合会

編集責任者 島 和 久



当面の日程

- ◎ 8月21日(火)
「クラシノソコアゲ応援団！ RENOキャンペーン」
& 西日本豪雨へのカンパ活動 (JR徳島駅前)
- ◎ 8月25日(土)
西日本豪雨へのカンパ活動 (JR徳島駅前)
18期ボランティア・サポートチーム養成講座
(徳島県立防災センター)



連合本部相原事務局長が基調講演

地域元気フォーラムinとくしまⅣが、2018年7月21日、徳島県立文化の森21世紀館多目的活動室にて、開催された。連合徳島主催の本フォーラムには、後援団体として、徳島県、徳島県経営者協会をはじめとする経営団体、(公社)徳島県労働者福祉協議会をはじめとする労働福祉事業団体、徳島県社会保険労務士会、徳島新聞や四国放送など多数の団体の後援をいただいた。



森本会長があいさつ



パネルディスカッション

第1部の基調講演では、相原康伸連合本部事務局長を講師に、「働き方改革関連法案の審議経過と労使の課題」と題して、労働組合組織率や超少子高齢化および人口減少下で今後起こりうる第4次産業革命の姿などを背景として、日本や徳島地域の経済発展に向け、多岐にわたる観点から連合が取り組んでいる政策制度実現の重要性を紹介した。



各団体から100人が参加



た。参加者数は100名。主催者を代表して森本佳広連合徳島会長から、地域フォーラム開催の目的や経過が触れられ、ご来賓の黒下耕司徳島県商工労働観光部長からは、連合徳島の日常の、取り組みを評価いただくとともに、飯泉知事からのメッセージが紹介された。

第2部のパネルディスカッションでは、米澤和美徳島県社会保険労務士会会長をコーディネーターに、パネラーとしては、山城真一徳島県中小企業家同友会代表理事、中村昌宏NPO法人壮生理事長、鈴木亜佐美弁護士、阿部淳子徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課長、相原康伸連合本部事務局長に登壇いただいた。

パネラーからは、働き方改革関連法が施行されて行く中で、全ての規模の企業労使にとって、現状のルー

地域元気フォーラムinとくしまⅣを開催！ 働き方改革をチャンスに、 徳島地域を元気にしていくために

ルを見直し、適正運用が求められること、中小企業家同友会では、社員をパートナーと位置づけると共に経営者として覚悟を持ち、まずは経営者が自己研鑽に取り

組んでいること、学生に対するワークルールの周知が不足していること、ホワイト弁護団の取り組み、徳島県としての労働行政など、それぞれの団体の取り組み

や今後の課題、また各団体の連携の必要性が報告された。基調講演、およびパネルディスカッションを通じて、各組織内で実行してい

ることを社会にも広げ、働き方改革をチャンスとして、徳島地域の活性化につなげていこう、との共通認識を持ち、フォーラムを終了した。

「連合四国ブロックの仲間 連合愛媛の活動を支援」

～西日本豪雨被災地「宇和島市」にボランティア第1陣・第2陣を派遣～

連合四国ブロックは、7月に発生した「西日本豪雨災害」により被災した、愛媛県大洲市・西予市・宇和島市の復旧支援に取り組みことを決定し、徳島・高知・香川各県連合からは、一般ボランティア参加者が減少する平日を対象に派遣することとなった。

第1陣は、7月25日～27日の3日間で、徳島からは49名(3県計180名)が参加した。連合徳島では、ボランティアメンバー募集にあたって、構成組織に加えて、連合徳島ボランティア・サ

ポットチームにも参加の労働福祉6団体をはじめ関係団体に協力を要請し、各団体から参加いただいた。作業エリアの調整については、連合愛媛南予地協山崎事務局長に尽力いただき、宇和島市ボランティアサポートセンターの指示により、連合四国ブロックが担当したのは漁業とみかんの町、吉田町であった。同地区は豪雨により浄水場が土砂流入、現在でも使用不能のため、未だに断水状態が続いている地域である。

第1陣・第2陣を通じて、早朝出発、貸し切りバス片道4時間、過酷な現地作業、夜間の帰宅と、参加者には想像を超える体験となった。参加者および構成組織、各団体代表者に改めて敬意を表する。

連合徳島ボランティアメンバーは、現地到着後、各自治会長から現状を聞くとともに、複数の支援宅へ分散し、家主さんとともに声を掛け合いながら床下に流れ込んだ土砂の運びだし作業に汗を流した。気温37度を超え、湿度も高く、作業効率が上がらない状況下で頻繁な休憩が余儀なくされた。また、3日目には、台風12号の接近情報により、大雨に備えて水路の土砂運び出し作業も加わった。



宇和島ボランティアサポートセンター



山崩れ土砂被害



暖かく受け入れられた被災宅の家主さんとの一枚



床下流れ込んだ土砂の運び出し作業

成立した働き方改革法、最低賃金の引上げなど訴え、徳島駅前でアピール



県民にアピールする弁士ら

「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」徳島駅前行動を2018年7月18日に、JR徳島

駅前で、各構成組織40名の協力を得て、街頭宣伝・ビラ配布活動を実施した。冒頭、連合徳島森本会長から「先日、平成の時代では最悪となった西日本を襲った豪雨により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様の日も早い復旧と復興を願って、連合は被災地の方々への支援のため、ボランティア隊を派遣する。6月29日に参議院本会議において、働き方改革関連法案

が可決、成立した。罰則付の時間外労働の上限規制や中小企業における60時間超の時間外労働の割増賃金率に対する猶予処置の撤廃、雇用形態間における不合理な格差の解消に向けた同一労働同一賃金の法整備など、連合が求めてきた事項が実現できる点は評価できる。しかし、「高度プロフェッショナル制度」という、労働基準法上の労働時間規制を適用せず長時間労働を助長しかねない制度が法案から削除されることなく創設されたことは、極めて遺憾である。今後、これらの法整備を実施性のあるものにするには、労使がその内容を理解し、法律の趣旨に沿った取り組みを進めることが重要となる。また、徳島県の地域別最低賃金改定のため、7月下旬から8月にかけて徳島地方最低賃金審議会が開催され、連合徳島推薦の審議会委員は、最低賃金の『誰もが時給1000円』を目指し、粘り強く取り組んでいくと訴えた。

西部地協 親子・家族で夏の思い出に 第19回夏休みフィスティバルを開催

連合徳島西部地域協議会主催の夏休みフィスティバルは第19回を迎え、2018年7月22日に池田町州津で開催し、657人(子ども243人)が参加した。

大西茂議長が主催者代表あいさつ、来賓として三好市議会議員を代表し、高橋玉美議員からあいさつを受けた。

イベントとして、アメゴつかみ取りとラッキー抽選会を行った。

アメゴつかみ取りは、未就学児から順番に行った。今年はアメゴの数が少なく



アメゴつかみ取り

今年も連合徳島や四国交通株式会社からも景品を提供した。子どもたちが楽しみにしているクワガタやカブトムシの抽選もあり、当選番号が発表されるたびに一喜一憂の姿が見られ、盛り上がった。

今年夏は格別な暑さが続き、参加者が熱中症にならないように、例年よりテントを増設し、日陰を多く作った。西部地域協議会に



楽しい抽選会

道幸せんせいと

ワークルールを学ぼう!

テーマ 就業規則と労働協約

問 就業規則と労働協約に共通する法的性質の説明について正しいものをすべて選んでください。

- ① 労基法に違反することはできない。
- ② 労使間の合意により成立する。
- ③ 使用者が一方的に決めることができる。
- ④ 労働条件を引き下げる効力が認められる。

解説

労働基準法を下回る労働条件は無効

労働条件は、労働契約、就業規則、労働協約、さらに労働基準法等の労働基準関係立法によって決定されます。労基法は労働条件の最低基準を定めているので、労働契約、就業規則、労働協約はそれに違反することはできません。つまり、労基法の基準を下回る労働条件を定める契約は無効となるのです。例えば、労働契約で労働時間を1日9時間と決めても、労基法で8時間までと規定されているのでこの契約は無効となります。したがって①は正解です。

就業規則と労働協約の大きな違いは、就業規則は使用者が一方的に決め、協約は使用者との合意に

よって締結することです。そのため、②と③は不正解です。

また、就業規則も労働協約も労働条件を引き下げることができます。したがって、④は正解です。ただし、就業規則については、不利益変更の合理性(不利益の程度、必要性、相当性、組合との交渉の状況)とその内容を周知することが必要です。一方、労働協約については組合との合意があれば労働条件を引き下げることができます。もっとも、協約締結の合意は、組合規約に従った民主的な手続で決める必要があります。

[正解] ① ④

テーマ 年次有給休暇

問 労基法上の「年次有給休暇」について正しいものをすべて選んでください。

- ① 年休を取得するためには会社の承諾が必要である。
- ② 年休を請求するためには利用目的を明らかにしなければならない。
- ③ 週2日しか働かないパートについても年休は認められる。
- ④ 年休を時間単位で取得することも許される。

解説

年休は、パートやアルバイトでも付与される

労基法上の年休は、6カ月以上継続勤務し、労働すべき日の8割以上出勤した労働者に対し10日を、その後勤続年数に応じて最高20日まで付与されます(39条1項、2項)。年休は、原則として労働者が請求した時季に取得でき、使用者の承諾は必要ありません。また、年休の利用目的も明らかにする必要はありません。したがって、①②は誤りです。ただ例外的にその日に年休を取得することが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は時季変更権を行使できます(39条5項)。

年休は、労働者であればパートやアルバイトについても当然付与されます。たとえ週の労働日が2日と

少ないパートについても労働日数に応じて比例的に付与されます(労基法施行規則24条の3)。また、年休は1日単位で付与するのが原則ですが、5日を限度に過半数代表との協定により時間を単位で付与することが許されています(39条4項)。よって③④は正しい説明です。

[正解] ③④